

# 社会福祉法人愛知水鉦会役員報酬規程

第1条 この規程は、社会福祉法人愛知水鉦会の法人役員報酬の支給について定めることを目的とする。

第2条 役員報酬の額については、下記の表によるものとする。  
ただし、正職員の中から就任された役員には、支給しないものとする。

| 役員名 | 年額      |
|-----|---------|
| 理事長 | 40,000円 |
| 理事  | 25,000円 |
| 監事  | 35,000円 |
| 評議員 | 10,000円 |

評議員選任・解任委員の外部委員については、委員会が開かれたその都度、5,000円支払うものとする。

第3条 報酬の支払いについては、毎年7月末日に支給するものとする。

第4条 この規程の改正は、法人理事会の承認及び評議員会の決議を得るものとする。

## 附則

この規程は、平成11年3月15日から施行する。

## 附則

この規程は平成18年3月28日から施行する。

この規程は平成29年6月1日から施行する。

この規程は令和元年6月21日から施行する。